

栃木市道路反射鏡設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における交通事故の防止を図ることを目的とした道路反射鏡の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路反射鏡 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡であって、市が設置し、又は管理するものをいう。
- (2) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (3) 道路 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。

(設置基準)

第3条 道路反射鏡は、市内の道路（車道の幅員が9メートル未満又は歩道の幅員が2メートル未満のものに限る。）が、次の各号のいずれかの要件に該当する場合に設置することができる。ただし、交通安全対策上、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 湾曲部又は屈曲部において、車両が安全に走行するために必要な直接目視により見通すことができる距離（以下「見通し距離」という。）が確保できないと認められる場合
- (2) 信号機が設置されていない交差点において、他の道路との交差

箇所の隅切りが3メートル未満で、見通し距離が確保できないと認められる場合

(3) 袋状道路（その一端のみが他の道路に接続した道路であって、その延長が35メートルを超え、かつ、当該道路に接する建築物の戸数が5戸以上であるものをいう。）と他の道路との接道部において、見通し距離が確保できないと認められる場合

(4) 公共施設の出入口である場合

(5) 前各号以外の場合で、見通し距離の確保が困難と認められる場合

2 前項の規定により道路反射鏡を設置する場所が、国、県又は隣接する市町が管理する道路（第6条において「国道等」という。）である場合には、当該道路管理者の占用許可が得られる場所に設置するものとする。

3 第1項の規定により道路反射鏡を設置する場所が、道路の幅員、構造等の事由により設置が困難な場合には、当該道路以外の場所（無償で使用できる場所に限る。）で、設置の承諾が得られる場所に設置するものとする。

（設置の申請）

第4条 栃木市自治会の会長等（以下「自治会長」という。）は、道路反射鏡の設置を必要とするときは、道路反射鏡設置申請書（別記様式第1号。以下「設置申請書」という。）により、市長に設置の申請をすることができる。

2 自治会長は、道路反射鏡の設置を必要とする場所が第3条第3項に規定する場所に該当する場合には、土地の所有者又は占有者の承

諾を証する道路反射鏡設置承諾書（別記様式第2号）を設置申請書に添付しなければならない。

- 3 市長は、道路反射鏡の設置の可否を決定したときは、道路反射鏡設置決定通知書（別記様式第3号）又は道路反射鏡設置申請却下通知書（別記様式第4号）を当該設置申請書を提出した自治会長に交付するものとする。

（設置及び管理）

第5条 市は、第3条の規定により道路反射鏡を設置する場合には、予算の範囲内で設置するものとし、当該設置後においては、適正に管理するものとする。

- 2 市以外の者が設置した道路反射鏡であって、現に公共の用に供され、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものについては、所有者から当該道路反射鏡を市に寄付する申出を受けることにより、市がその管理を行うものとする。

- 3 市の管理する道路反射鏡の移設を希望する者は、市と協議の上、当該移設に要する費用を負担することにより移設を行うことができる。この場合において、当該移設を必要とする理由が、市長が認める特にやむを得ない事情である場合には、当該移設に要する費用を市が負担するものとする。

- 4 国道等に道路反射鏡を設置する場合における、当該設置に係る費用の負担については、市と当該道路管理者との協議により決定するものとする。

（開発行為）

第6条 市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に

規定する開発行為により設置された道路の状況が、第3条に規定する設置基準に該当すると認めるときは、栃木市開発許可等審査基準（平成22年栃木市告示第96号）第29条第1項第7号及び栃木市宅地開発指導要綱（平成22年栃木市告示第97号）第8条の規定により、開発行為を行う者に対して道路反射鏡を設置するよう指導するものとする。

（撤去）

第7条 市は、道路環境の変化等により、管理する道路反射鏡が第3条に規定する設置基準に該当しないと認めたときは、当該道路反射鏡を撤去するものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。